

第2期西宮市子ども・子育て支援プラン策定支援等業務委託仕様書【令和6年度】

1. 委託業務名

第2期西宮市子ども・子育て支援プラン策定支援等業務

2. 業務の概要

「西宮市子ども・子育て支援プラン」、「第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和7年3月末をもって終了することに伴い、両計画を合わせた「第2期西宮市子ども・子育て支援プラン」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定する。

第2期西宮市子ども・子育て支援プランの策定にあたり、策定のための会議支援、計画素案作成、パブリックコメントの意見集約・分析、計画書（冊子）の作成を行う。

3. 業務の期間

令和6年4月1日（予定）から令和7年3月31日まで

4. 業務の内容

(1) 西宮市子ども・子育て会議等の事務局支援

事務局が西宮市子ども・子育て会議、西宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を運営するにあたって、同会議の事前準備の指導・助言や適切な資料を作成する。

- ①西宮市子ども・子育て会議（年間8回程度）、西宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（年間5回程度）に出席し、会議の進捗状況や協議内容等を踏まえ、次回以降の会議等の資料作成等の判断材料とする。（進捗によって会議開催回数に変動あり）
- ②指導・助言や資料作成にあたっては、これまでの西宮市子ども・子育て会議等の進捗状況や協議内容、西宮市が令和5年度に実施した市民アンケートの調査内容やその検討過程・集計分析結果、国の動向等必要な情報を踏まえて実施すること。

(2) 第2期西宮市子ども・子育て支援プラン策定支援

①現状分析、課題の抽出

西宮市が令和5年度に実施した市民アンケートの結果等に基づき、現状・課題の分析、ニーズを把握し、計画へ反映する方策の検討及び資料を作成する。

②第2期西宮市子ども・子育て支援プラン計画素案等の作成

- ・市の指示、市との協議により作成する
- ・当該素案やその策定の進捗状況等を市が西宮市子ども・子育て会議等に提示する際には、同会議の議論に必要な資料を作成する。

③第2期西宮市子ども・子育て支援プラン計画書冊子の作成

現行の計画書を参考に、内容の構成やデザインについて提案すること。

(3) パブリックコメントのチラシ作成・意見集約・分析支援

- ①パブリックコメントにかかるチラシの作成（300枚、コート紙、4色刷り）
- ②パブリックコメント後の市民意見の集約・分析を行い、公表に必要な資料を作成

5. 成果物

- (1) 下記①～③の原稿（紙に出力した印刷原稿） 1部及び電子媒体
- (2) 下記②の冊子 1,000冊
 - ①計画素案 ②計画書（表紙4色刷り、本文1色刷り、150ページ程度）
 - ③業務実施にあたって作成した資料

6. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、①子ども・子育て支援法、②同施行令、施行規則、③その他関係法令及び規程に準拠する。
- (2) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしましたは委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (3) 委託業務を実施するにあたり、個人情報の取り扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の規定に従わなければならない。
- (4) 成果物に係る所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）及びその他成果物に係る全ての権利は西宮市に移転するものとする。ただし、受託者又は第三者が所有していた権利は除くものとする。
- (5) 業務履行の過程において、西宮市又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行う。
- (6) この契約に疑義が生じた場合は、速やかに双方が協議する。
- (7) この業務の委託料は、業務終了後受託者からの請求により支払う。

7. 担当課（納品場所）

こども支援局 子供支援総括室 子供支援総務課（本庁7階）

担 当： 首藤、久保

住 所：〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

電 話：0798-35-3146

M a i l : kosodate_k@nishi.or.jp